

酪農経営者の皆様へ

酪農経営は、常に搾乳牛のケガや病気、死亡や廃用の発生、搾乳量の減少等のリスクがあります。それらのリスクに備えて公的な保険制度である**農業保険（家畜共済、収入保険）**に加入しましょう！

家畜共済及び収入保険は、**掛金の原則50%**（収入保険の積立金は**75%**）を国が負担します。

03-6744-2175

家畜共済と収入保険のセット加入で、酪農経営全体のリスクがカバーできます

平成31年1月から制度拡充

平成31年1月から開始

【家畜共済】

● 搾乳牛の**ケガ**や**病気**の診療費を補償します。

また、搾乳牛が**死亡**したり**廃用**となった場合、その家畜の資産価値を補償します。



● 全酪農経営者が対象です。

【収入保険】

● 農作物の販売収入全体の減少を補償します。

(例)

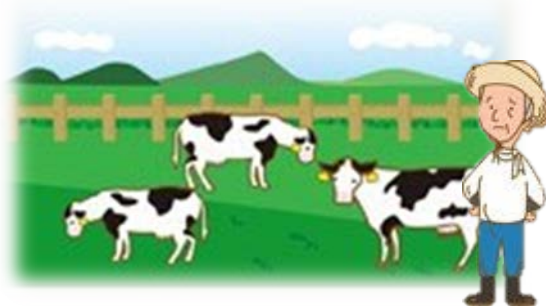
- **生乳の搾乳量減少**や**価格低下**
- 初妊牛や子牛の**価格低下**
- 飼料作物の**不作** etc.

● 青色申告をしている農業者が対象です。

※ 収入保険に加入した場合は、加工原料乳生産者経営安定対策（ナラシ）には加入できません。

平成31年1月からの家畜共済の制度拡充例

- ◆ 病傷共済と死廃共済について、別々に加入、補償金額が選択できるようになります。
- ◆ 家畜共済加入者間で取引された家畜には待期間が適用されません。
- ◆ 家畜商に販売した牛がと畜場で牛白血病と診断された場合も補償対象となります。



詳しい内容については、お近くの農業共済組合又は農林水産省経営局保険課（03-6744-2175）へお問い合わせください。

家畜共済の概要（酪農経営の場合）

家畜共済の対象

- 成牛（原則として出生後第6月以降のもの）
- ※ 子牛・胎児（授精後240日以上のもの）についても農業者の選択により対象にできます。

補償期間

- 共済掛金の支払日の翌日から1年間

主な補償内容

- 死廃共済
家畜が死亡・廃用となった場合（行方不明を含む）に、家畜の資産価値の8割※を上限として共済金を支払います。（※割合は農業者が選択できます。）
- 病傷共済
家畜が疾病や傷害で獣医師の治療を受けた場合に、診療費を共済金として支払います。（ただし、初診料は農業者の負担です）
（注）胎児は、死廃共済の死亡のみ対象です。

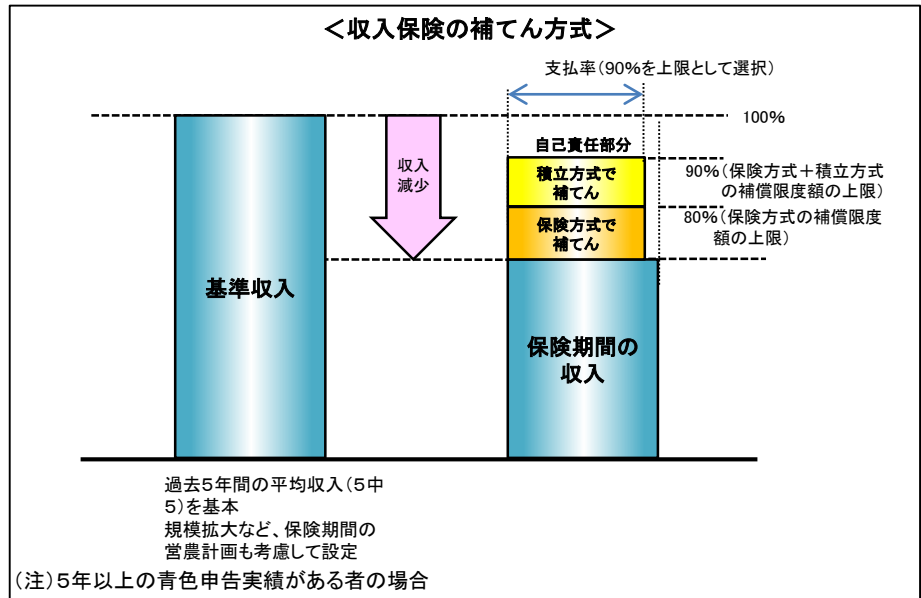
試算例（1頭当たり）	農業者が支払う共済掛金	死亡した場合に支払われる共済金	治療を受けた場合に支払われる共済金（病気・傷害1件当たり）
搾乳牛（35月齢）（資産価値60万円）	32,512円	48万円	13,000円

※ 共済掛金には国の補助があります。上記「農業者が支払う共済掛金」は、国が補助した後の農業者の実負担額です。

収入保険の概要

品目の枠にとらわれず、自然災害による収量減少だけでなく、価格低下なども含めた収入減少を補てんします。

対象者	青色申告を行っている農業者（個人・法人） ※ 青色申告（簡易な方式を含む）の実績が1年分あれば加入可
保険の対象	農業者が自ら生産した農産物の販売収入全体
補てんの方法	保険期間の収入が基準収入の9割（補償限度額）を下回った場合に、下回った額の9割（支払率）を上限として、「掛捨ての保険方式」と「掛捨てとまらない積立方式」の組合せで補てん



基準収入が1,000万円の農業者が、補償限度90%（保険80%＋積立10%）、支払率90%を選択した場合の試算

農業者が用意すべきお金		補てん金額				
＜加入1年目＞						
収入減少の程度 （保険期間の収入）	保険料 （掛捨て）	積立金 （掛捨てではない）	事務費	合計	補てん金の合計	補てん金を含めた 保険期間の収入 （対基準収入）
20%（800万円）	7.8万円	22.5万円	2.2万円	32.5万円	90万円	890万円（89%）
30%（700万円）					180万円	880万円（88%）
50%（500万円）					360万円	860万円（86%）
100%（0万円）					810万円	810万円（81%）

※ 事務費には50%の国庫補助があり、加入者割（1年目4,500円、2年目以降3,200円）、補償金額割（保険金額及び積立金額1万円当たり22円）です。